

東京都立五日市高等学校における課題解決力の高い地域人を育成する
「五日市メソッド」開発に向けた連携に関する協定書

東京都立五日市高等学校において、地域の課題を教材とし、課題解消のための探究活動を実践することで、地域社会や生徒に望ましい変容をもたらすカリキュラム「五日市メソッド」の開発及び検証を進めるに当たり、あきる野市（以下「甲」という。）と東京都立五日市高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「五日市メソッド」の開発及び検証を進めるに当たり、甲と乙の人的資源及び知的資源の交流、活用を図ることで、様々な分野において相互に連携協力し、地域課題の把握及び解決に向けた方策の考案並びに実施、地域の発展並びに地域の若者の人材育成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の連携協力を推進するものとする。

- (1) 地域コミュニティの振興に関すること。
- (2) 地域の産業及び観光の振興に関すること。
- (3) 地域の自然環境の保全及び利活用に関すること。
- (4) 地域の安全安心及び防災に関すること。
- (5) 健康及び福祉の向上に関すること。
- (6) 教育の振興及び子育て支援に関すること。
- (7) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (8) 地域の魅力の発信に関すること。
- (9) 人材の育成に関すること。
- (10) その他目的を達成するために甲と乙が必要と認める事項

（実施条件）

第3条 前条に掲げる事項の連携協力に当たっての形態、実施条件、実施方法及び事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（連携の推進）

第4条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、相互に窓口を定め協議を行う。

（費用負担）

第5条 第2条に掲げる事項の連携協力に係わる費用については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（施設の利用）

第6条 甲及び乙は、連携協力に当たり、教員、職員、生徒等の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（守秘義務）

第7条 本協定に基づく事業を行う上で、甲及び乙がお互いに知り得た情報は、第1条に定める事項を遂行するためのみに使用するものとし、事前に相手方の承諾なくして第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合を除く。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（改廃）

第8条 この協定の改廃を行うときは、甲及び乙が協議の上、その内容を決定する。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年1月29日

甲 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市

市長

村木英幸



乙 東京都あきる野市五日市894番地

東京都立五日市高等学校

校長

田母神武浩

